

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
東ティモール	フレジデンテ・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	フレジデンテ・ニコラウ・ロバト国際空港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	4,901,000 千円 2029.12.31 まで	2021.10.1 (同日)	日本側 村岡正巳在東ティモール大使 側 ジュリアン・ダ・シルヴァ外務・協力副大臣兼外務・協力大臣代理	2021.12.3 387号
東ティモール	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	147,000 千円 2028.12.31 まで	2021.12.1 デイレで (同日)	日本側 村岡正巳在東ティモール大使 側 ジュリアン・ダ・シルヴァ外務・協力副大臣兼外務・協力大臣代理	2021.12.15 406号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。